

監査委員事務局

1 監査について

(1) 定期監査等

地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による監査を、次のとおり実施した。

対 象	範 囲	監 査 の 期 間
市長公室	令和6年度の財務に関する事務の 執行及び経営に係る事業の管理並 びに事務事業の執行	令和6年6月5日～ 令和7年2月7日
総務部		
財務部		
市民協働部		
生活環境部		
福祉部		
こども部		
保健医療部		
産業経済部		
建設部		
都市計画部		
会計課		
消防局，消防署		
上下水道局		
教育委員会		
選挙管理委員会事務局		
監査委員事務局		
農業委員会事務局		
議会事務局		

(2) 財政援助団体等監査

法第199条第7項の規定による監査を、次のとおり実施した。

対 象 団 体	範 囲	監 査 の 期 間
一般財団法人水戸市農業公社	令和5年度の財政的援助等に係る 出納その他の事務の執行	令和6年9月30日～ 令和6年11月26日
一般財団法人水戸市公園協会		令和6年9月17日～ 令和6年11月11日
一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンター		令和6年6月3日～ 令和6年11月26日

2 検査について

法第235条の2第1項の規定による出納検査を、次のとおり実施した。

対 象	検 査 期 日
会計管理者及び上下水道事業管理者の保管する現金の出納	令和6年4月25日、5月27日、6月25日、7月25日、8月27日、9月25日、10月28日、11月26日、12月23日、令和7年1月27日、2月25日、3月25日

3 審査について

(1) 決算審査

法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
令和5年度の水戸市一般会計及び特別会計の決算	令和6年7月3日～8月8日
令和5年度の水戸市公営企業会計の決算	令和6年6月11日～8月8日

(2) 基金の運用状況審査

法第241条第5項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
令和5年度の水戸市土地開発基金の運用状況	令和6年7月1日～8月8日

(3) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
令和6年度に算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率	令和6年7月17日～8月8日
令和6年度に算定した資金不足比率	令和6年7月17日～8月8日